

## 倫理的直観はいかなる意味で実在をとらえているのか？

——セラーズ的視点から——

三 谷 尚 澄

倫理学における直観主義は、「価値」や「善」といった倫理的考察の主題が直観的認知の対象としての身分をもつこと、すなわちメタ倫理学上の認知主義を含蓄する。また、道徳心理学的に言うならば、価値や善の本性をめぐる直観主義的探求は、真偽を問うことが可能で、他の命題との正当化関係を構成することのできる「信念」という心的状態を考察の枠組みとして採用することになる。

しかし、これらの前提は、倫理的信念の対象となるならんかの倫理的存在者ならんかの——おそらくは非自然主義的にしか理解されえない——仕方で実在する、という存在論的帰結を要請する。そして、この点、すなわち、倫理的直観の対象となる特定の存在者ならんかの仕方で確保されていなければならぬ、という点に、倫理的直観主義をめぐる最大の困難の一つ

が見出されてきた。倫理は直観の問題であるというが、いったい何が直観されるというのか。「価値」や「善」の実在を要請する直観主義の非自然主義世界観は、現代世界を理解する上で不可避の背景をなす自然主義的・因果的世界観と正面からの齟齬を来すことになるのではないか——。

本稿の目的は、上述のように整理される教科書的狀況を踏まえた上で、倫理的直観主義の主張を積極的に引き受け、「倫理における直観」の役割を肯定的に評価してみせることにある。そして、本稿は、そのような目標の実現を目指すにあたって、ウィルフリッド・セラーズの哲学に注目する。ここで、本稿がセラーズに考察の焦点をあわせることへの理由は次のとおりである。(1)セラーズが、長年にわたるカントとの格闘の中で鍛え上げた「非推論的認知」の構想を、倫理的認識の直観的性格を

めぐる考察に有益な仕方では拡張することが期待できそうであること（「三谷」[2011a]、[2011b]）。(2) 代表的なセラピー解釈者の一人であるロバート・ブランドムが、「所与の神話」の解体をめぐる古典的議論との体系的連続性のもとに展開される道徳認識論の可能性を指摘しており、一般にもよく知られるセラピーの認識論上の見解を、倫理的直観主義の問題圏との連続線上に位置づけてみることは真剣な検討に値する選択肢であるように思われること。以上である。

## I セラーズの古典的議論

一 議論の出発点となるのは、所与の神話の解体をめぐるセラーズの古典的議論である。その詳細にふれる余裕はないが、本筋に関係するポイントだけを取り上げておこう（cf. deVries and Triplett, 2000, p. 104f.）。

(1) 「信念を支える理由としての資格をもつのは信念だけ」、すなわち、「理由の論理空間」と呼ばれる「正当化の空間」に入場し、自分以外の知識を正当化する資格を認められるのはそれ自体概念内容をもった認知だけである。

(2) しかし、それにもかかわらず、伝統的経験論においては、本来他の認識との正当化ないし推論的關係を結ぶことのできない非概念的感覚に正当化装置としての資格が認められてきたのであり、その点にこそ「所与」をめぐる最大の問題の根は潜ん

でいる。

(3) 「理由の空間」に帰属する要素と帰属しない要素を分ける「線」を立てるとして、すべては最初から「線の上」で生じている、と考えるのでなければならぬ。「種類、類似性、事実等々の意識のすべて、簡潔に言えば、抽象的存在者についてのすべての意識は——実際、個物についてのすべての意識さえ——言語に関わること」なのである（「心理的唯名論」のテーゼ）（cf. EPM: VI, 29, McDowell, 2009, p. 5）。

二 次に、大まかな方向性を以上のように見定められたセラーズのプログラムが、具体的にどのような仕方では遂行されているのかを概観しておこう。

まず、歴史的背景を確認しておこう。セラーズが批判の対象としているのは、伝統的経験論の一形態としての論理実証主義である。より具体的に述べておくと、（セラーズ自身が明示的に言及することはないが）セラーズの考察が乗り越えの対象としているのはモリーツ・シュリックの主張、とくに、知識の経験論的基礎づけを「確認報告 Konstatierung, confirmation report」に求めるシュリックの見解であると思われる（cf. deVries & Triplett, 2000, p. 73）。

また、シュリックの議論について確認しておくべき必要最低限の項目は以下の諸点である。(1) 観察報告の確実性は、それが「このこれ this here」を意味する指差しや身振りの直接性に基づけられること。(2) それらの直接性は、非概念的個物

ないし言語外の実在を示すものであること、すなわち、シュリックにおける「観察報告」は、世界と言語のつながり *word-language relation* —— セラーズのイデオロムでは「言語への入場的移行 *language entry transition*」—— を構成するものとして理解されていること。(3) おそらく、シュリック自身は感覚経験のことを知識の最終的基礎として考えていること (cf. de Vries & Triplatt, 2000, p. 74)。

三 さて、セラーズによれば、以上のシュリックの図式は次の点で大きな問題を抱えている。観察報告が「言語への入場的移行」である以上、それは「非言語的状态」から「言語的状态」への移行を構成するものでなければならぬ。そして、この移行の出発点が非言語的であり、かつ、報告という言語的行為の権威が出発点におけるその非言語的気づきに依存するのであれば、それは非言語的なものが言語的なものを規範的に権威づけることを意味する。しかし、概念内容をもたない非認知的経験が命題的内容をもった認知的報告を権威づける、という以上の図式が、「正当化と保証の空間が、概念の領域よりも広範囲に広がっている」という考え (McDowell, 1994, p. 8) 'すなわち、所与の神話に陥っていることは明らかである (EPN: VIII, 34)。

四 また、セラーズによれば、以上の誤りが生じるのは、シュリックの図式が、言語への入場的移行 (実在の秩序から概念の秩序への移行) を構成する観察報告を、「行為 *action*」ないし「内的状態に関する気づきの報告」とみなす点に存している。

そして、この図式をめぐって生じる問題の詳細を、セラーズは「行為としての報告」が不可避免的に抱え込むことになる困難を、「規則に従うこと」の観点から分析することによって示す (cf. SM: 74)。

まず、「規則に従うこと」とはいかなる事態であるのかについて、それを「行為」として捉える観点から明らかにしてみよう。そして、その典型的な例として、夜間の田舎道、交通のまったくみられない交差点で赤信号をみて、「でもやっぱり規則だからな」という理由で車を止める、という場合のことを考えてみよう。この場合、「規則の内容」(赤信号のときは停車しなければならぬ) に関する気づきと、「行為者が規則の適用される状況にある」ことに関する気づき (目の前の信号は赤である) の両方が行為を導くには必要である。しかし、ここで、「それについての気づき」が必要とされている規則自体は、必然的に言語的であると考えざるをえないが、そのことが「最初に言語に従うこと」をめぐる困難を引き起こす、とセラーズは言う。この点をめぐるセラーズの説明をみておこう。

テーゼ 言語 L を使用できるようになるとは、L の規則に従うことができるようになる、ということである。

ところで、ある行為 (A) を行うよう命じる規則は、A という表現を含んだ言語に属する文である。

ここから、ある言語表現(E)の使用を命じる規則は、Eという表現を含んだ言語に属する文である——言い換えるなら、メタ言語に属する文である。

従って、Lの規則に従うことができるようになることは、Lの規則が定式化されているメタ言語(ML)を使用する能力を前提している。

結果として、ある言語(L)を使用できるようになること(Learning to use)は、ある言語(ML)を使用できるようになること(Having learned to use)を前提する。

同様に、MLを使用できるようになっていることは、メタメタ言語(MML)を使用できるようにになっていることを前提する……以下同様。

しかし、これは不可能である(無限背進)。

以上から、最初のテーゼは不合理であり、拒絶されなければならない(SRLG, 28f.)。

以上が、「規則に従うこと」を「行為」の観点から捉える図式が陥ることになる根本的困難をめぐるセラーズの分析である。「規則に関する気づき」のゆえに「規則に従う行為が生じる」という図式が維持されるかぎり、「赤信号のときは停車しなけばならない」のだが、『いま目の前の信号が赤なので実際に

停車する』という事態がいかにして可能となったのか」を説明することができない。これが、セラーズの説明の要点であると考えておいてよいだろう。そして、「観察報告」を「行為」の観点から理解するシュリックの図式——規則(目の前に赤いものがあるときには『これは赤い』という言葉を使う)と状況に関する気づき(いま目の前に赤いものがある)の観点から実際の発話(『これは赤い』)の生起を説明する——は、これと同様の困難を抱え込まざるをえない。

五 では、セラーズ自身の考える対案はどのようなものか。セラーズの提案する説明戦略の中核は、『規則に関する気づきを消去した上で『規則に従う』という事態を説明する』ということ、あるいは、『すべての規則が『するべきの規則』(すなわち『行為の規則』)ではない』という主張に求めることができる。

まず、『するべき ought to do』の観点からする「規則遵守」の形として「状況Cにあるとき人はAするべきである If one is in circumstance C, then one ought to do A」という定式にセラーズは言及している。これは、もちろん、先にみた「規則と状況に関する行為者の気づき」が必要とされるタイプの図式である。

しかし、それに対して、「であるべき ought to be の規則」ないし「批判の規則」と呼ばれるもの、すなわち、「状況がしかじかであるときXは状態φになければならない Xs ought to

be in state  $\Phi$ , whenever such and such is the case」という定式をとる規則があることに注意すべきである、とセラーズは述べる。後者の規則の例として、セラーズは「時計のチャイムは十五分ごとに鳴るべきである clock chimes ought to strike on the quarter hour」というものを挙げてゐる。もちろんのことであるが、このケースにおいて規則の主語である時計が規則に關する気づきをもつことは要求されない。

また、この定式について注意しておくべきもう一つの重要な点は、「批判の規則は行為の規則を含蓄すること、つまり、前記の批判の規則が「人は、『時計のチャイムが十五分ごとに鳴る』という状況をもたらしすべきである one ought to bring it about that clock chimes strike on the quarter hour」という形式の規則を含蓄する」という点である。この点を銘記しておくことは重要である。というのも、「批判の規則」から導出される「行為の規則」が、「その規則の適用される項目(時計ではなく時計を整備する人)がその規則にかんする理解をもつことを要求する」という事実は、批判の規則が「たんなる自然的恒常性」の記述ではなく、規範的命令を表現する命題を含んだ規範的規則であることを意味しているからである。

さて、以上を念頭においた上で、次の例「身内を亡くした人々には同情するべきである one ought to feel sympathy for bereaved people」という規則をみてみよう。これは、「一見「行為の規則」のようにみえるが、そうではない。というのも、

「同情しよう」と意図的に行為する人はいないだろうからである。すなわち、この例において、「身内を亡くした人に同情すること」は規則に従って意図的に行われる行為としてではなく、状況によって引き起こされる反応——ただし、たんなる自然的斉一性の法則に従う現象ではなく、「批判の規則」に従っているか否か、という規範的評価の対象としての資格をもち、その限りにおいて「概念的」出来事としての性格を認められる反応——として理解されるのである (LTC: 57-65)。

六 次に、セラーズは、この例が教える教訓を拡張し、「批判の規則」の導入とともに、「知覚を通じた言語への入場的移行」一般は、夜間の信号機の例にみられる行為の観点からではなく、「同情心」の例にみられる「状況に対する概念的反応」の観点から理解されるべきであることを主張する。セラーズの印象的な言葉を引用しておくなら、「知覚は対象によって知覚者から引き出されるもしくはは無理やりに搾り出される evoked or wrung from the perceiver」(EPM: III. 15)。性格をもつのであり、「正しくものごとをみるために、知覚者がしなければならないこととはなにもない」(Williams, 2006, p. 315) (それゆえ、たとえば、青いネクタイを誤って緑と報告した人間に対する適切な対応は、「もっとよくみなさい」ではなく、「適切な照明のもとでみるようにしなさい」であることとなる)。これが、規則に関する気づきのゆえになされる行為ではなく、規則のゆえに生じる反応として観察報告を理解し、「言語への入場的移行」の構造を

解明するセラーズ知覚論の中核をなす発想なのである。

## II 規範的事実の直接的観察

七 次に、以上の道具立てが、「規範的事実の直接的観察は可能であることを示す」という本稿の課題とどうつながっているのか、という点に話を進める。また、倫理的認知をめぐる問題の領域へとセラーズの議論をうまく接続してくれる枠組みとして、以下ではロバート・ブランダムRobert C. Dancyのセラーズ解釈に注目する。

ブランダムは、先にみたセラーズの知覚論を、「対象からの刺激に対して信頼するに足る弁別的な反応を示す傾向性 *reliable differential responsive disposition* (RDRD)」と「理由を求め／与えるゲーム内での立場を引き受ける能力 *the capacity to take up a position in the game of giving and asking for reasons*」の二つの能力を構成要素とする「二層構造をなす説明 *two ply account*」として理解する。

前者は、環境からの入力刺激に対して、その刺激内容の相違に応じて異なった仕方では信頼するに足る反応を示す能力であり、赤いものを提示されたときに「これは赤い」と発話するオウム、気温が一五度以下になると暖房のスイッチを入れるサーモスタットなどが例として挙げられる。そして、ブランダムによれば、RDRDをめぐる最大のポイントは、オウムの例などから明確

に理解される通り、それらの傾向性が因果的条件づけを通じた「習慣」ないしある種の「条件反射」として形成可能である、ということである。

つぎに、後者の能力について、ブランダムは、それがRDRDを有した単なる人工物なり動物と本来の意味における「報告者」としての人間を区別する、と述べる。あるいは、前者はただセンティエンスのレベルで弁別的反応を示しているにすぎないが、後者はサビエンスのレベルで「概念を適用する」能力を示す、とブランダムは主張する。ブランダムはこの主張を背後で支えているのは、人間に特有のサビエンスの能力を「概念の把握とは語の推論的使用の習得のことである」という事態に求める「言語的プラグマティズム」の発想である。

ブランダムRobert C. Dancyの分類に従うなら、たとえば、オウムは色に関する「たんなる反応的分類」のみを行い、「概念的分類」を行うことができない。というのも、オウムは、「その概念から何が帰結し、またその主張はどのような概念からの帰結であるのか」に関する推論をマスターしておらず、その限りにおいて、「あれは赤い」という発話を「あれは緑だ」と両立しえないもの、「あれは紅色だ」から帰結するもの、「あれは色がついている」を含むもの、などとして扱う能力をもたないからである (Brandon, 2002, p. 349ff.)。

八 裏を返すならば、RDRDを通じて「非推論的に」形成される報告反応は、それが本来の意味における「概念的な性格を

もった報告」(知覚を通じた言語への入場的移行)としての身分をもつために、自分以外の概念との全体論的な推論関係を構成しているでなければならぬ。また、ブランドムによれば、人間をたんにセンチエンスをもった存在者から区別する根拠を「非推論的報告の概念内容を推論によって明晰化する」能力に求める上記「推論主義」の構想は、概念の意味をそれが推論ネットワークの内部で果たす役割に求める「機能役割意味論」の観点からその具体的な構造を説明される。

ブランドムは、セラーズに由来する概念役割意味論の基本構造を、コミットメント、権限(entitlement)、引き受け、割り当てという項目を用いた、おのおのの報告に与えられる「義務論的ステータス」を対象とした「義務論的スコア記録」の遂行という独自の道具立てに基づいて説明している。たとえば、「レオはライオンである」という報告は、「その主張に伴うコミットメントを自ら引き受けた」という義務論的スコアを記録させる。また、この記録は、発話者以外の人間が、その発話者に「レオは哺乳類である」という主張への推論的権限を割り当てることを許可し、「レオは魚である」という主張に対する権限の排除の割り当てを許可する、という仕方当初の報告の概念内容を規定することになる (ibid., p. 351ff.)。

九 ここで銘記しておくべきは、報告の概念内容を「その概念が他の概念との推論関係において果たす機能的役割」に求める以上のアプローチが、「観察報告は対象の現象的みえに関わ

らなくてよい」という帰結を導く点である。というのも、「報告の概念内容はあくまでもその他の概念的主張との推論的關係を通じて決定される」という発想は、「報告の対象」としての「現象的みえ phenomenal appearance」の意識は、概念内容の説明要素としてはすくなくとも二次的位置づけのみを認められる、という主張を含蓄するからである。先ほど導入した「コミットメントの引き受け」という観点から説明するならば、たとえば「赤い三角形があるようにみえる」という「現象的みえ」をめぐる発話の内容は、「赤い三角形の現象的みえという心に直接与えられたもの」をめぐる「内的意識の報告」ではなく、「赤い三角形がある」という主張へのコミットメントを明確に留保すること、という規範的観点から説明される。「Fである」の語りにはコミットメントが伴い、その主張の真偽が問題にされうるが、「Fにみえる」の語りは命題的内容をもったコミットメントを一切伴わず、それゆえその主張が正しいか否かが問われる余地が存在しない、という規範的観点から、現象的みえの報告はその内容を説明されるのである (ibid., p. 353ff.)。

一〇 では、観察報告の概念内容をめぐるセラーズ／ブランドムの推論主義的分析を、規範的事実の観察という問題に適用してみよう。

この問題を考える上で重要なのは、非推論的報告をめぐるセラーズ的理解が、「純粹に理論的な対象と観察可能な対象の間の区別は、存在論的なものではなく方法論的なもの」であり、

両者の間に「種類の違い」が想定されなければならない理由はなにもない、という帰結を導くという点である（ただし、理論の対象と観察可能な対象の区別とは、前者が「それについて推論的のみ／推論の帰結としてのみ知識をもつことができるもの」であるのに対して、後者は「それについて非推論的に知識をもつことができ、その他の推論的前提なしに推論の大前提として用いることができる」というものである）。

ブランダムは、冥王星の認識論上のステータスの変化を例に挙げることで、ある対象が「推論による認知」の対象となるか「非推論的認知」の対象となるかを区別する線は移動することがある、という主張を支える論拠としている。冥王星は、海王星の軌道のずれからその存在が推論されていたかぎりにおいて理論的对象であったが、より強力な望遠鏡の開発とともに観察可能な対象となり、非推論的報告の対象としての身分をもつようになった（しかし、もちろん、その間に冥王星をめぐる存在論上の身分が変化したわけではない）。ブランダムによれば、この事實は「理論的对象と観察可能な対象の区別はあくまで方法的なものであって存在論的のものではない」という先の主張の正しさを証明している。

—— もっとも、当然のことであるが、このような主張に対しては次のような反論が予想される。理論的存在者の存在論的身分をめぐる問題が立てられる時、それらの存在者がその時点でたまたまわれわれの観察能力を越えていた、ということが

問題とされているのではない。それらは、ずっと強い意味で観察不可能なもののみなされているのではないか。すなわち、永遠に、そして原理的に観察によっては到達できないものとして考えられているのではないか。そういう反論である。

しかし、この異論に対し、セラーズは「原理的に、ないし永遠に観察不可能なものなど存在しない」と回答する。そして、セラーズの提出するこの回答の正当性は、先に見たセラーズの基本的考えをたどり直すことによって確認することが可能である。

セラーズにおいて、「観察可能」であるとは「非推論的に報告可能」であるということと同義である。また、「非推論的報告の可能性」は、報告者が信頼するに足る弁別的反応傾向性を発揮するという因果的次元と、報告者が非推論的報告に含まれる概念を適用することができるという義務論的次元だけに基づいて確保することができる。そして、セラーズのこの発想は、非推論的に報告する条件反射（多分、彼の思考に関係する究極的には発見可能な神経生理学的出来事に依存しているもの）を訓練によって発達させることが可能である限り、「純粹に理論的な使用をもった言語として出発したものが報告という役割を獲得することは可能である」という結論を明らかに含意するように思われる。

この点を受けたブランダム的印象的な言葉を引用しておこう。



「このような意味において、適切な訓練を受けた物理学者は霧箱の中のミュー中間子の存在を非推論的に報告する〔すなわち直接的に観察する〕ことができるであろう。事実、セラーズの意味において、規範的ボキャブラリーを非推論的に適用する信頼可能な弁別的反応傾向性をマスターした人間は、規範的事実を直接観察することになるであろう。われわれが、他者が発したただの音を聞くことができるだけでなく、言葉聞き、そしてそれどころか彼らが述べていること——すなわち彼らの発話の意味——を聞くことができるのはこの意味においてなのである」(ibid. 362ff, cf. Brandon, 1997, 邦訳一九九頁以下)。

一二 前記の見解に対しては、さらにこんな異論が考えられるかもしれない。物理学者は、ミュー中間子の観察報告に関する正当化を求められれば、危険性の高い観察報告(ミュー中間子をめぐる報告)からより安全性の高い観察報告(霧箱のなかの曲げられた蒸気の跡 hooked vapor trail の報告)へと撤退し、基礎的ないし最小限の観察からの推論によって最初の報告を正当化するのではないか。その意味で、やはり知識の基礎とされるのはより安全な、最小限の観察報告ではないのか。そういう異論である。

しかし、以上の指摘に対しては次のように応答することができる。まず、物理学者の報告がミュー中間子についてのもので

あって曲げられた蒸気の跡や網膜の像についてのものではないことは、ミュー中間子の概念が推論において果たす役割によるものである、という推論主義の原則が再度確認されるべきである。たとえば、観察された対象が指よりずっと小さいものであることは、それがミュー中間子であることの結果であり、曲げられた蒸気の跡であることからは導かれない。報告の概念内容は、あくまでも他の命題との推論関係を通じて把握されるのであり、その限りにおいて、物理的世界の客観的あり方をめぐる経験的知識の基礎として機能するのはあくまでミュー中間子を対象とした観察報告であって曲げられた蒸気の跡に関する報告ではないのである。

一方で、推論による正当化が提供されうるということ、また、そのような正当化の要求が適切でありうるという事実は、もともとの報告が推論の産物であるということをもったたく意味しないこともわれわれは再度確認しておくべきである。セラーズの意味において、物理学者による報告が適切に訓練され、信頼するに足る弁別的反応傾向性の産物である限り、物理学者がミュー中間子を「見る」ことに変わりはないのである。より安全な観察への推論的撤退の要求は、もとの報告が非推論的であり、報告の対象が真の意味で観察可能であるという身分を掘り崩すものではまったくない。(ibid., 363f.)

そして、同様の論点は、倫理的事象の観察をめぐる問題にも適用可能である。たとえば、寄付する人を見て、「誰かがよい

ことをした」という事実が観察されたという報告をなした人に、「君にはなぜ彼がよいことをしたと分かるのか？ 君には『よさ』がみえたのか」という適切な正当化の要求がなされたとする。しかし、ここで、「彼が寄付をしたからだ」という「より安全な観察」への推論的撤退がなされたからといって、そのことによって「よい行為」が直接観察された、という事実が掘り崩されるわけではない。というのも、訓練を受けた物理学者の事例と類比的に、次のように考えることができるからである。

まず、他の倫理的知識（たとえば「彼をほめるべきである」）との推論的關係を構成し、それらの基礎を提供するのは「彼がよいことをした」という事実の観察であって、「一人の男が千円札をしかじかの立方体に入れたこと」についての観察ではなからず、一方で、セラーズにおける「直接性 immediacy, Unmittelbarkeit」は、あくまで「推論による媒介のなれ」を意味するだけであり、報告が「因果的に媒介されていること」を許容するものである、という論点を繰り返し確認することがここでも有効である。倫理的言説に関しても、当該の報告をなした人物が、適切な「批判的規則」に合致し、それゆえ信頼に値する弁別反応傾向性を示す限りにおいて、「倫理的よさ」をめぐる彼の報告には「倫理的事実の直接的観察」としての資格を認めることができるのである。

#### 参考文献

- Brandom, Robert. (1994). *Making It Explicit*. Harvard.
- \_\_\_\_\_. (1997). Study Guide, in Wilfrid Sellars: *Empiricism and the Philosophy of Mind*. Harvard [英語訳「クレント・カイン」ヤリス著『経験論と心の哲学』所収、二〇〇六年、岩波書店】。
- \_\_\_\_\_. (2002). The Centrality of Sellars's Two-Ply Account of Observation to the Arguments of "Empiricism and the Philosophy of Mind", in Brandom, *Tales of the Mighty Dead*. Harvard U. P.
- McDowell, John. (1994). *Mind and World*. Harvard U. P.
- \_\_\_\_\_. (2009). *Having the World in View*. Harvard U. P.
- deVries, Willem & Triplet, Timm. (2000). *Knowledge, Mind, and the Given*. Hackett.
- Sellars, Wilfrid. [1956]. *Empiricism and the Philosophy of Mind* (EPM), (Brandom ed.), Harvard. (『経験論と心の哲学』英語訳、二〇〇六年、岩波書店)。
- \_\_\_\_\_. (1967). *Science and Metaphysics* (SM), Ridgeview.
- \_\_\_\_\_. (1969). *Language as Thought and as Communication* (LTC), reprinted in ISR.
- \_\_\_\_\_. (1974). *Meaning as Functional Classification* (MFC), reprinted in ISR.
- \_\_\_\_\_. (2007). *In the Space of Reasons* (ISR), Sharp & Brandom (ed.), Harvard.
- Williams, Michael. (2006). *Science and Sensibility*. McDowell

and Sellars on Perceptual Experience, *European Journal of Philosophy*, 14:2.

三谷尚澄 (二〇一一年 a) 「セラーズにおける意図の分析について」『人文科学論集 へ人間情報科学科編』第四五号、信州大学人文学部。

—— (二〇一一年 b) 「経験論の再生と二つの超越論哲学…セラーズとマクダウェルによるカント的直観の受容／変奏をめぐって」『哲学論叢』第三八号。

(みたに なおずみ・信州大学)